

## EJ59 税金・年金入門 補正表

### マネープランと金融商品 p111 ワンポイントアドバイス

NISA は、令和 5 年度税制改正大綱等において見直しがされたため、以下に補足します。

#### 投資で税優遇を受けられるしくみ

投資をするとき、税優遇を受けられる以下のようなしくみがあるので知っておきましょう。

- ① NISA「つみたて投資枠」「成長投資枠」(2024 年 1 月～) 個人投資家のための少額投資非課税制度。金融機関で口座開設をして上場株式や株式投資信託を購入すると、本来 20%課税される配当金や売買益等が非課税となります。購入できる年間上限額は、つみたて投資枠は 120 万円、成長投資枠は 240 万円で、両者は併用可能です。非課税枠は合計で 1800 万円まで。無期限で運用でき、非課税枠内であれば売却後の再投資も可能です。2023 年までの旧 NISA は、2024 年以降新規投資はできず、新 NISA への移行もできません。ただし、新 NISA との併用は可能です。
- ② iDeCo  
公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつ。個人が老後に備えて自分で掛金を拠出して積み立てます。掛金は全額が所得控除となり、運用益は非課税です。再投資時、受け取り時の税優遇もあります。本人の職業の状況に応じ、毎月の拠出限度額があり、60 歳まで引き出せないなどの要件もあります。